

## 第2回 1%地域づくり活動交付金審査委員会 議事内容

日時 平成21年6月30日(火)  
午後2時～午後16時27分  
場所 菊川市役所2F 202会議室

### 1. 開会

### 2. 委員長挨拶(田中委員長)

### 3. 協議事項

#### (1) 対象経費の考え方

1) 参加費の振舞いなどを金券で対応する手法は認められるか?

説明: イベントを活性化し、盛り上げていく意味では有効な手法ではないのかと思われますので、認めるということはどうでしょうか。

委員長: 今の説明と、原案でございますが、ご意見ありますでしょうか。

意見: ここで言う金券と言うのは、一般的な図書券と言うものも含んでいいですか?

回答: 含みません。

意見: その地域だけ、その場だけの特定の金券ですね。

回答: はい。そのイベント会場で並んでいる模擬店、そこで使える100円券です。

委員長: 他に質問かご意見ございますでしょうか。

意見: 金券というよりも、引換券という類のものの言い方をしたほうがいいのではないかと。表示の方法に引換券が分かりやすいのではないかと。

意見: 金券であっても、引換券であっても、上限だけは決めておかないと、最終的にはお金に切り替わる話だからね。

回答: 原案としては、振る舞いとして、4時間未満は100円と、それを超えた場合には200円と、言った参加費の基準を適用と考えます。

委員長: 金券と言うものそのものは、少しおかしいので、イベントを行うその中だけしか使えない、交換券みたいなもので、しかも、そういうような内容でございますので、上限を決めたらどうかという案でございますが、いかがでしょうか。

会場: 異議なし

#### 2) 団体への謝礼金の上限は?

説明: イベントに吹奏楽団を依頼し、謝礼を渡したい、地域においては通例になっておりますので、3,000円を上限としてはどうか。

意見：手引きが出来ておりますね。それを変更しようとしているのか。

回答：この手引き自体は、当然 1 年間以上通させていただきたい。ただ、最終的には毎年 P D C A は繰り返さなければいけないものですから、特に、2 回行った中で、地域の方から提出いただいた、書類やその時にいただいた相談内容について、手引きには無いものがありましたので、対応として、行政としてこれを提案させていただき、あった問題に対して皆さんにお謀りするものです。この手引きで言う専門技術者への謝礼が、3,000 円と書いてありますので、3,000 円でどうですかというものです。吹奏楽団というと団体への謝礼 3,000 円が高いのか、もう少し上乘せしたほうがいいのか、皆さんのご意見をいただきたい。

委員長：吹奏楽団などの団体への謝礼は 3,000 円でどうかということであろうかと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

意見：原案ありますか？

回答：今回の申請では、機材の運搬にトラックの借上げ 50,000 円見ており、従来から謝礼として 10,000 円支払っていますが、3,000 円でどうかと思っております。

意見：今のような団体に関しては、3,000 円ではキツイと思います。対象を個人ベースで考えられていますから、そのイベントの振る舞い等々かける頭数分位を対象としたらどうですか。

委員長：他にご意見ありますか。

意見：地域の活性化が後退することのないようにとすることで考えておりますが、今の発言の様に決めていってしまうと、段々とオーバーブローみたいになってしまう。一度決まり事を緩めてしまうと、ずるずる緩んでしまうと言うところが出て来てしまうので、なるべくきちんとしといてもらいたいと思います。それと、地域で変わってやってもらえるようなもの、いわゆるイベントみたいなものだけではなくて、そのほかの活動も地域に取り入れてもらいたいという気持ちがあります。ですから、このように一個ずつ協議していい方向だけで決めてしまうと、当初の要綱などが、段々緩んでしまう気がしますので、その辺を頭に入れながら、ご協議をいただきたいと、思います。

委員長：今のご発言があった上でいかがでしょうか。

意見：既に経費対象内外区分は、基本的には出ていますよね。その中で、謝礼金を見ますと、当該団体の構成員への謝礼金は、対象外ですよ。と言いがされている。今、例として挙げられた吹奏楽団へ出すというけれども、そのイベントの構成員であるかないかを見た場合どういう状況となっているか、あくまでも決まりがあるものですから、構成員となるべきものについては対象外ですよ、というような事で、常に 21 年度の事業そういうような考え方で、書類審査しているものです。

から、今言われたようなことと類似するのですけれども、尊重したほうがいいのではないかと考えています。高校プラスバンドと言うと、子どもさんが通っているのはかなり広域でしょうし、構成員と見るのもちょっと不合理のような感じがするものですから、そういう事例は、いくつかの事業を受付して、書類を審査する段階で、そう数は無いと思いますので、計画を見させていただく段階で、その都度提案していただくのも一つの方法ではないかと思っています。それから、楽器のトラック輸送の借り上げ料は、謝礼金の下に借り上げ料が計上されておりますので、相当額を対象経費としても良いのではないかと考えています。

委員長：他にいかがですか。

意見：基本的には、イベント参加者はボランティアで参加していただくことが基礎だと思っておりますので、本来なら謝礼も支払わなくてもいいと思っています。個人的には支払ってやりたい気持ちも分かります。道具を運ぶためにどうしてもトラックが欲しい、これは実費かかる話なので、運搬費については対象経費でいいと思います。謝礼については、上限3,000円位でよいのではないかと考えています。

意見：ボランティアという考え方を取ったほうが、今後のためにいいと思います。

委員長：地域社会のために行う活動をボランティアと言うことで、基本的に考えましょと、それから他の意見にもありましたように、その都度個別で考えることの見解を残しておいたほうがいい、という意見ですが、その辺で意見をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。基本的にはボランティアでやっていただく、場合によっては依頼しなければならないという場合もあるかもしれない、その時には事務局から提案していただくということによろしいですか。

意見：今の設問はですね、ボランティアに頼み、余興・イベントとして、プラスバンドに参加してもらいたい、お願いに行くのではないのですか。その時に、お礼を今までは1万円出していましたよ、対象額として1万円は多いからどうしたらいいですか、という質問だと思うのですが。ですから団体への謝礼を対象経費に認めたとした場合、上限はどうしよう、どうしたらいいですかという設問だと思うのですが。

委員長：事務局どうですか。そう言った考え方でよろしいですか。

回答：はいそうです。イベントを盛り上げるために依頼をしているものです。その中で、どれだけ認められるかというものです。

委員長：委員の発言から、基本的にはボランティアで活動していただく、今回は、吹奏楽団については、依頼しての出演であるため謝礼を認めてやりたい、その金額を決めてくれということによろしいかと、そういうことによろしいですか。そうすると、先ほどの3,000円によろしい

かという話になるかと思うのですが、ご意見何かありますでしょうか。  
意見：1%交付金の全ての謝礼金ということでなしに、これは、この団体へ出す上限を決めてください、ということですか。

回答：応募の手引きに謝礼金ということで講師謝礼の欄があります。その中に、団体というイメージはなかったものですから、個人がやった場合には3,000円ですけれども、団体も3,000円でよいのではないかと考えますが、それでよろしいですかと言うものです。

委員長：皆さんの意見の大半は、ボランティアだから基本的には、謝礼金は発生しないということですがけれども、現実を踏まえますと考慮しなければならない。事務局からは、個人が3,000円となっていますので、それを踏まえて、こういった団体への謝礼は3,000円でどうかと、ということですので、お認めいただけますでしょうか。

会場：異議なし

3) 会費を取らない配食サービスの食材費は参加費の上限適用でよいか？

説明：対象費目の参加費を適用しての上限を設定してよろしいか。食材費を全額認めて欲しいと相談がありましたが、口に入るものでありますので、参加費の上限を適用するという考え方でよろしいか。

委員長：委員の皆さんいかがでしょうか。なければ、よろしいということで。

会場：異議なし

4) 市外への研修旅費は認められるか？

説明：地域活性化リーダーという位置付けの方々の活動で、市外へ出かける研修について交付対象にして欲しいと相談がありました。しかし、基本的に市外での活動は交付対象外のため、今回の申請では旅費は認めておりません。現在、メンバーは自己負担で研修に行っているという現状ですが、地域活性化を担う中心的な活動を行っておりますので、最低限の電車賃とかを認めてあげたいという意向ですがどうでしょうか。

委員長：市外への研修旅費の電車賃を認めてやったらどうかという設問ですがいかがでしょうか。市外といいましてもどこまでか、という問題と、全体予算というものを考えまして、他の項目とのバランスもあろうかと思しますので、委員の皆様どうでしょうか。

意見：地域活性化の養成のために市で何名かお願いしてある方がいるのか。

回答：リーダーとして基本的に地区センター事務長さんに参加いただいております。それから、事務長さんを卒業された方もOBとして組織も出ていますから、そう言った人達と今の事務長さんと、一緒に研修に行くわけですが、ただ、今の現職の方達は、地域支援課で旅費を見えていますけれども、OBの人達分の研修費を1%の中で認めていただけないかとありましたが、今回お断りしました。市外の活動は対象外

ということで、通させていただきましたけれども、そのまま通していいのか、あるいは、そういう研修なら行ってもいい、電車賃位は対象にしても良いのではないかというものです。

意見：ここで問題になるのは、事務長さん方をお願いするのではなくて、その過程を卒業された、地域でリーダー的な存在の人が出る場合の研修費ということですね。

意見：この団体から出ている問題は、市で認めた行事等に参画して、企画リーダー的な立場で動いているのですが、その人間が講習会に行って、地域の活動を行うのに、なぜ全部実費で行かなくてはならないのか、という問題ですね。現役でやっている事務長さんは、旅費が算出いただいているからいいのですが、OBはそれが無いものですから、何とかならないのかという意見です。その他出て来た話では、各地域のセンターの方で負担してもらったらどうかと話が出たのですが、それを相談したところ、認められなかったので1%の中で認めていただければという話です。

意見：最初に行った研修と、また新しい研修とではどんどん変わってくるのか、その都度新しい内容の会議ならば、大勢の人に覚えていただいたほうがいいし、それから、何代先のOBをお願いするのかと言う話にもなる。いわゆる研修会となると、スポーツなどでは、審判講習とか指導者講習など出てくる。音楽などでは、技術的な講習とか、色々なケースが出てくると思います。ついては、範囲付けるのは難しくなるのではないかと考えます。そうすると地域で予備費なりで予算をいただいたほうが、良いのではないかと思います。

委員長：他に意見ございますか。

意見：1%交付金の中で項目を研修費として計上することには、問題あるかと思いますが。というのは、一つのコミュニティ協議会あたりでは、何件もの活動計画が出てくる中で、それぞれに研修費用を出してもいいような言い方すれば、制限が無くなると、危惧します。

意見：私も賛成です。やっぱり個別で考えていくと、今のような話に成ってしまう。地区全体の中で予算として考えていくという方向でよいのではないかと思いますね。個別には、ここの中には入れないという考え方でよいのではないかと。

委員長：今のようなご意見いかがでしょうか。

事務局：確認ですけれども、応募の手引きに記載されている主な活用例で地域コミュニティの中に研究会と掲載しており、地域で活動するにあたって、講師を呼んで研究することに対しては、補助制度は成り立っています。ですので、様々なリーダーに置かれましても、市内に地域に集まっていたら、講師を呼んで、更に研鑽を積むことに対しては、

補助対象となる意味合いを持っていますが、市外に出での活動はそのような考え方でよろしいのか。

委員長：色々なニュアンスが違うご発言ありますが、市外での活動は認められないということでもよろしいでしょうか。

会場：異議なし

5) スタッフの弁当代は、次年度も対象外でよいのか？

説明：今まで開かれた検討会の中で、スタッフの弁当代位はと話しに出ましたが、スタッフ弁当代は対象外とさせていただきました。次年度も対象外でよいのか。

意見：弁当代は対象としないということで諸雑費の10%をつけたのではないのか。

回答：諸雑費につけさせていただきました。自由采配で使えるものとして暫定的に見る分なら良いですよ、という話の中で進めさせていただきました。無償で行うことが、本来この事業の基本方針であるとして始めさせていただきました。弁当代は、来年も対象外と言う事で進めさせていただきます。委員の方と、共通認識の中で、持っていただきたい、というのが事務局の基本的な考えです。ただ、地域からの声は、非常に高い。

意見：だったらとしたら、この10%を切ってしまうかという論議になってしまうよね。要綱そのものを改正することになる。

委員長：今のご説明でいいますと、現行どおりこの事業の趣旨はボランティアということで置かれていますので、来年度もスタッフの弁当代というものは計上せず、今の制度を運用しながらやっていくと言うことで、ご意見などございますでしょうか。現場ではかなり、要望多いようですけれども。お認めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

会場：異議なし

6) 秋祭りは、次年度も対象外でよいのか？

説明：今までの委員会の中で様子を見ながら、ということもありましたが、引き続き来年度も対象外でよろしいか。

会場：異議なし

意見：確認ですけれども、秋祭り同時期に同じくして行う地域独自のイベントは、秋祭りでないという考え方で良いですね。

委員長：私が記憶しているところで言いますと、その様な意見が昨年出まして、秋祭りそのものはいかなるものかということだと記憶しています。ただ、同時に地域で行われる意義のあるイベントがありますので、これは秋祭りではないと、理解しようということをごここで話し合った記憶があります。同じ理解でよろしいですか。

会場：異議なし

7) 市主催スポーツ大会等の参加料の扱いは？

説明：現在、参加料を費目としては掲げておりません。地域を代表して大会へ参加するため認めていただいておりますが、次年度も対象として取り扱ってよろしいかというものです。

意見：個人的に参加する場合と、地域で参加する場合とでは取り扱いの考え方に差がでる。例えば、自分達も地域で見てもらえるのではと、問題も起きないとも限らない。ですから市で行う事業だから認めない、個人で負担していただく。としたほうが、一律平等ではないかと私は考えます。

意見：21年度の申請の中で、市の主催スポーツ大会あるいは駅伝大会が申請あったように記憶していますが、参加料はどうなっていましたでしょうか。

回答：1,000円でたしか計上されていて、対象経費としてお認めいただいております。

意見：地域としてコミュニティ協議会がバックアップして選手を選んで、地域のレッテルを貼って代表として出てきている。ただ参加料は、当初の決まりの中で、認めないというような方向があったのでは。ですからそれは纏えと、出すには出すけども申請するのは纏えと、そういうその時の判断をしたかと思うのです。だから、ここで委員さんから言われたように、はっきりしておくために問題提議されたかと思うのですが。

意見：この前に開催されたプレゼンテーションの時に、駅伝大会を申請出している地域と、提出してない地区がありました。同じ市の主催の大会ですから出したところがあったり、無かったりでいいのかなと思いました。

回答：去年までスポーツ振興費として各地区に入っていましたが、スポーツ振興費がなくなりました。各地区ではスポーツ振興費を使って大会参加料とかに使っていましたが、今までやっていた分として認めさせていただきます。市としてはスポーツ大会へ大勢の地区の方の参加を当然願っておりますし、制度上で去年からの流れがありましたので、今回は認めさせていただきます。

委員長：今の説明は、補助金が移行してきた経緯があるから認めたと、これを認めていくかいかないかと、ということだろうと思いますけれども、認めていく前には、今2,3人の委員さんからご発言ありましたように、出そうかと言う意見あったり、認めないと意見あったりですが、まずは、参加費を認めようというご意見ある方ございますでしょうか。認めないとご意見のある方ございますでしょうか。

意見：もし、地域の方のチームとして出るということをお認めるのであれば、

逆に地区推薦チームで出る参加料は取らないとしたほうが平等に行くのではないかと思います。

意見：市主催で参加料取って、それを補助金で充てるって何かおかしいのではないか。

回答：基本的に大会の主催者は体協だと思います。この間も何処かの団体で事故があって、保険料が払えず体協破産で解散となったところがありました。こちらの場合、大会の参加料自体は保険料ですので、その参加料は保険料として払っているから、その大会に関する保険料は認めていません。

意見：障害保険は必要対象経費になっていますね。

回答：二重計上になってしまいますので、参加料を認める場合には、その事業に対する保険料は認めませんよという意味合いです。

委員長：市が主催するのに市から参加料助成を出しているのもいかなものかと、話もありましたが、体協が主催だということになれば、1%交付金から参加料出すということによろしいでしょうか。委員の発言にもありましたが、地域を代表するというウエイトが入った場合という条件が入った場合となるかと思いますが、よろしいでしょうか。

会場：異議なし

8) 購入する物で、団体により単価の高い安いがある。その判断をどこまでするか？

説明：公開プレゼンテーションの中で出された話で、あっちの団体は高い、こっちの団体は安い、と言った意見が出たのですが、申請の段階で目立つものについては出来る限り指導するという事によろしいか。

委員長：購入するものというのは同じ物品ということだと思いますが、当然、予算として盛る場合には予算ですから、多少の差が出るかと思えますしかし、それを執行したときに差がつくとなると良くないことですし、これを、事務局で調整役をやって良いですかと言うことですが、委員の皆様どうですか。

意見：物品の単価実績は建設物価なりで発表されてますので、こういったもので事務局は受付の段階で、チェックすることは難しいですか。

回答：どの程度まで見るかということになりますが、備品類は5万円以上になれば見積りを付ける方法を取っていますが、購入品によって単価が出ているもの、出ていないものがあります。

意見：単発の事業、継続して行こうと意欲的が見えるものもあるでしょうし、備品と見なされるようなものを購入することを奨励していいものなのか、非常に疑問があるのですが、備品を持っていればその維持管理をしていかななくてはならない、何年で消耗するものなのかという判断していかななくてはならないでしょうし、むやみにものを買うことを、

認めていくことに問題あるじゃないかと、そんな気がするのですが。  
意見：上限 10 万円という決めがあって、それ以下であれば購入できるという形ですからね、そんな考え方していけば毎年 10 万円購入とすれば、相当なものまで揃うわけですね。それが本当にいいのか、この節の色々なイベントなどは活性化という意味では、いいのでしょうか、本当にそれがいいのかなと感じがありますね。

意見：むしろ、8・9 番は一對にして考えていかなければならないのではないか。

意見：備品購入費で買う団体については、若干厳しい私案かもしれないですけれども、数字的なハードルを設けるという意味で、見積書を提出いただくということが出来ないかと思うのですが、どうでしょうか。この前のプレゼンテーション見ましても、自分たちの思うように考えて値段つけているように思えるものが多いように思えました。それが今ここで問題になっている部分だと思うのですが。備品として買うものについては何年か持たせて、しかもその団体が管理していくものに付いては自分たちに責任持たせる。買うものについて備品比較を見積書取った上で提出いただくようなシステムにしたらと感じました。

委員長：今までのご意見を聞いておりますと、一つには半公共的な備品を時間的にどれ位までの備品として認めるのか、金額的には、という問題がありますね、来年も再来年も使おうということで無い物、値段というものはあると思うのですが。一つには今年限り今回限りで使うもの、各団体・請求団体が同じテーブルの上で決めていただく、それから半公共的な物品は上限を 10 万円で決められていて、それが何年持つのかは、全く不明確である。8 番の文面を尊重して、今回限りとか、少なくとも今年限りとか、というものについてどうするか、先ほどありましたように、事務局のほうである程度調整していただいていいか、ということにご賛同いただけますでしょうか。

会場：異議なし

委員長：9 番（備品購入費の用具などをどう判断すべきか？）についても同じことになると思いますけれども、今度は備品といわれるもの購入、保管、色々な事でご意見いただきたいと思います。

意見：ここで言うバーベキュー用のコンロとかグランドゴルフのスティックは、備品と呼んでもいいものか、これは備品じゃないと思うが。

意見：毎年買っていけば、何十本も揃いますよね、そういうのが本当にいいのかなと思う。

意見：いいのかなというよりも、そういう物は消耗品だと思う。

意見：それらを備品と呼ぶなら、相当のものまで買えますね。

意見：備品などの財産の心得ですが、1%交付金要綱の 2 ページにありま

す、「事業により所得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理」とあるが具体的には管理方法を記したものは無い、はっきりさせる意味で財産とか償却的なことも考えながら、まとめる必要があるのではないかと思います。

回答：8番と9番については、役所の管理基準がありますので、それを基に作らせていただきます。ただ、純粋にコミュニティ協議会が立ち上がって、その人達が活動するに当たって、必要とされる備品は大抵揃えてあげたい。

委員長：この1%事業始めるに当たって、何も無いところから始まるわけですから、これは準例としましてですね、ある程度の備品的なものは用意してあげたい気持ちがあって、現在に至っていると言うことでございますが、しかし、何人かの委員のご発言のように、今後そういうものは、どうやって管理されていくのか、どの様な基準でされていくのか、事務局で、こういうものは消耗品といい、こういうものは備品と言う、菊川市ではこれ位を備品と言い、管理指針、減価償却は3年間だとか、簡単に作っていただいて、それが出来た上で、話し合いをすると言うことでいかがでしょうか。

会場：異議なし

10) 委託事業は認められないか？

説明：市民参加での活動を認め進めて行くものですから、基本的に委託事業というものは認められない方向性で良いか。

委員長：ご意見いかがでしょうか。無いようでしたら事務局の提案で行きたいと思いますが。

会場：異議なし

11) イベント参加計画人数過大であるかの判断は？

説明：プレゼンテーションの時にも一夜限りのイベントでそれだけの人数は過大ではないかという質問がありましたけれども、例年を見ながら、計画人数を判断するしかないのかと思いますので、前年を見させていただいた上で、審査会へ提出したいと思います。

委員長：11番は人数を制限するとか、あるいは過大であるとかということは、なかなか言いにくい場面がございますので、出てきたところで委員で過大ではないかと、あるいは適正であるとか、その場その場で処置していきたいと事務局の提案でございますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

意見：例えば振舞いで1,500人出るよと言って、1,500人出たよと言うことは誰が認めるのかと言うことが一つ。必ず市の方がそこについて1,500人だと思えばいいんですけれども、それが無いとなると1,500人は

1,500人でしかありませんよね、そこのところ心配します。

回答：そのイベントについて、こちらで会場を確認してきました。駐車されている車の台数を見て私なりに判断すると1,000人位と感じました。私が確認した後に人の流れがまだ増え続けたとも考えられます。

委員長：参加人数が適正であったかということは、その都度この協議会で話し合い、出てきたところで人数の適正であるかの判断をしたら良いと思います。その都度事務局から今発言ありましたように、必要に応じて確認するという事です。

会場：異議なし

12) 料理研究の材料は食材費で良いか？

説明：地域から料理研究に係る研究食材が別計上で認めてもらえないかと相談がありましたが、口に入るものなので、振る舞いの参加費と言う事で考えておりますが、この考え方でよろしいか。

基本的には、菊川ブランドを立ち上げようと思った時に、食材を研究しようとなると、色々な食材を買い切がないものですから、このまかない料は参加料の範囲以内で対応するという事です。

会場：異議なし

13) 事業全体を通して見直しをしたほうが良いものは？

意見：4番に関連したことですが、何か勉強したいねと言った時に、市内での活動は問題ないが、例えば先進地域へ行って研修を深めたいとなった時、市のバスを借りて市外での研修討論を行ってくる、と言うのは研修費用としては認められるのか。市のバスは有料でしょ。

回答：市のバスとしては無料です。

意見：市外にも行ってもらえるのか。

回答：一概に市外という意味合いではなく、出前行政講座で市外にもある種では行けます。

意見：市のバスを使うならば費用かからないから、OKだと。

回答：ただ、そこで発生する費用は認められません。また、出前行政講座で研修に行きたいからこの辺まで運行して欲しいと言われても、それを認めるかどうかは、行政の方で判断させていただくことになります。

意見：講師料が発生するとかありますよね。

回答：それを1%でと言われると、それはそれで申請あげてもらえるものかどうかは検討していかなくてはならない。基本的には市内での活動を対象としていきたい。逆に言えば視察に行くのではなく、その人達に来ていただいて、説明をいただく研修としたほうが良いケースもあります。それは、自分達地域の本当の良さって、自分達では分かりませんよね、第三者の人が来て見てみると、新たな発見やアドバイスが

いただけることがあります。

委員長：今の発言を含めまして、13 番目は事業費全体を通して事業費の使い方に対して、見直しをしたらいいのかとすることだと思います。もし見直ししなければいけないと、ご意見ございましたら、箇条書きにして、次の会議、もしくは事務局なりに出していただきたいと思います。いかがでしょうか、それでは、事業費の使い方、全体に渡って見直しをすべきかどうか、見直しをする必要があったらば、箇条書きでご提案いただくとと思います。

会場：異議なし

(2) 審査方法について

1) 5万円以下の申請は、書類審査のみでよいか？

説明：今年度、5万円以下の申請は書類審査のみで行いました。しかし、評価のときに顔が見えない、熱意が伝わらないので評価が難しいと言われましてけれども、来年度以降も5万円以下の申請につきましては、書類審査のみで行いたい。

会場：異議なし

2) 来年度1期申請は多く見込まれ、1日では審査が出来ない。

説明：今年の実績を踏まえ、来年度は1期で申請が集中することが考えられます。そうしますと1日では審査できない可能性が出てきます。進め方色々あると思うのですが、2日掛かってもご勘弁いただきたい。

委員長：当然説明にありましたように、多く見込まれるということについては、委員の方ご負担が増えるということになりますが、どうでしょうか。

意見：実際にはどの程度見込んでいるのですか。

回答：今期、1期2期分と一緒に申請なると見込んでおりますので、当然、増えてきます。それと今相談に来ている方が非常に多いです。ですから更に来年度申請は増えると考えており、今年よりも多いことは、間違いないと思われま。

委員長：今年の審査方法をこれ以上簡略するのは、難しいと思います。申請が多いから簡略では、この事業の本質を見失うことになってしまいますので、やはりこのことは事務局から提案のとおり、ここにいる委員の方々が、ご苦労いただくよりいかしかたないと思うのですが、いかがでしょうか。

会場：異議なし

3) 現在の選考方法でよいか？

4) 現在用いている審査項目と審査のポイントの内容は良いか？

説明：3番4番5番は基本的には考え方一緒で、今年2回の審査会が既に終了しましたが、その様な方法で来年度以降も継続していきたい。

意見：審査の時、団体らしさの独自の発想や専門性を有しているか、と言

う項目で1から5までの5段階評価をするにあたり、普通というのはなんかもう少し分かりやすい言葉にならないでしょうか。

回答：表はそのままにさせていただいて、評価にあたり事務局でもう少し噛み砕き、内容的に普通レベルが分かる案を、作り再度お話をさせていただきたいと思います。

委員長：事務局に配慮していただくと言う事で、いかがでしょうか。

会場：異議なし

回答：来年に向けて作らせていただきます。

### (3) 事業全体を通して

1) 芸術文化振興基金からの補助金を受けている団体が申請することが出来るか？

説明：国及び県の、補助を受けている活動は補助対象外としていますが、芸術文化振興基金と言うのは、基本的に基金になりますから、一般企業などから集めたものを基に活動しておりますので、こう言った団体も、申請することが出来ないのかと相談がありました。行政としましては、その基金の補助対象となっている事業そのものは対象外とし、その基金の補助対象以外でやっている部分で、付加価値を付けるような活動については、交付金対象という形で進めさせていただいておりますが、今後もそのとおりで進めさせていただきたい。

委員長：ご意見ありますか。無ければ事務局の考えどおりで、やりたいと思います。

会場：異議なし

2) 書類関係で後の処理が楽になるように願いたいと言われているが？

3) 決定と同時に決定額の支払いができないか？

説明：決定額を一括で支払うということは行政上できない、決定額の70%は前払い金として払える範囲ですので、今後もその形で対応していきたい。書類につきましては、行政上の監査の対象となりますので、監査に係る書類は最低限必要となりますので、現在様式化されている書類は、最低の書類であるにご理解をいただき、このような形で今後も進めさせていただきたい。

委員長：2, 3につきましては、行政の事務処理のルールがありますので、それに従い今年も進めて行くと言うことで、よろしく願います。

会場：異議なし

4) 同じ団体で2度の申請を認めるのか？

説明：今年度に限りまして、2度認めさせていただきましたが、来年以降は2回の申請は認めないという方向で進みます。ただ、去年も申しましたけれども、1回目が不合格の場合には、2回目に出して良いと、いう形をこれからも取らせていただきたいと言うことのご理解をお願いした

い。

会場：異議なし

5) 決定(事業承認)前の領収書の発生(4月前)をどの様に考えるか？

説明：事業承認前の領収書は行政上認められないため、4月に入った領収書でもらってきていただきたい。

会場：異議なし

6) 年度当初すぐに活動する団体が余裕をもって活動できるようにするため予算議決前の決定が運用できないか？

説明：議会形式というものが行政上発生してきますので、これはできないとお断りをさせていただいておりますので、ご理解いただきたい。

委員長：議会制の行政で議会の指示を受けて執行する場であるから、これは出来ないと言うことで行きたいと、確認事項でございますので、ご意見が無ければこのままで行きたいと思います。

意見：それは条例で決まっているのか、法令で決まっているのか。

回答：地方自治法で決まっています。

会場：異議なし

7) 第2期申請で自治会活動が提出されているが、第3期で多くの申請が出てきたらどう審査するか？

説明：前回の審査委員会の時にもお話が出た点で、申請いただいているものが、自治会活動ばかりが多いねと、自治会を促進するのではなくて、もっと広い中で活動するのが本来ではないのかとご意見をいただきました。ただ、自治会として、コミ協にタイアップしていくためには、自治会としても活動をしてまとめていかななくてはならない、その準備段階と言うものをしていかななくてはならない、次回も同じように申請が出てくれば、やはり同じように、認めなければならぬとお話した経過がありますが、改めて確認していただくということです。

委員長：いかがですか。

意見：4番と関係するのですが、コミュニティ協議会が設立されていないから第2期で地区自治会として申請しましたが、3期でコミュニティ協議会として、2回目を認めていただけるのかどうか確認したいですが。

回答：1期は2月の申請時期でしたから、どうしても間に合わないと、そう言った分について、2期で2回目の申請を受けさせていただきましたが、3期で2回目の申請は認められないという形でさせていただいております。

意見：我々のところでは設立がこれからですが、設立に併せ防災活動などを計画しているのですが。

回答：誠に申し訳ないのですが、1期2期では認めておりましたが、3期目では認められません。

委員長：今の行政側の答えでご理解いただけますでしょうか。

会場：異議なし

8) 年度末に書類提出が集中し、3月の報告発表会に間に合わない書類があるが？

説明：3月中に報告会を開くのですが、そこまでに終わってない事業があると考えられるものですから、市の考え方は暫定的に提出いただき、最終的に終わった時点で改めて提出いただきたいと考えております。報告会の中では暫定的な書類が出てくるということをご理解いただきたい。

委員長：今の点につきましては、時間の経緯の問題ですから、物理的にそうなると思います。いかがでしょうか。

会場：異議なし

9) 今年やったことを来年につなげてもらうには？

説明：各団体には進化していただきたいものですから、事業報告をいただいた時点で、来年はこうしたらと言うアドバイスを、行政からもしますが、報告会の時に総括的に意見としてあげていただきたい。

委員長：この委員会の立ち上げの時に、申請するイベントについては将来につながるものと、将来につながるということは、将来への発展性を期待するという意味が含まれていますので、今行政として確認されたと思うのですが、委員会では承りましたと、と言う事でいかがでしょうか。

会場：異議なし

10) 施策理解の周知をどの様に行うか？

説明：行政からの情報提供のあり方もありますが、今後も窓口にての説明で図って行くと共に、今後良い周知の方法がありましたら教えていただいて、出来るだけ1%の周知を今後とも図っていきたいと考えています。

委員長：1%の趣旨と言うものが必ずしも広まっているとは限らないので、今後申請に関しては、何か良い広報の仕方がございますでしょうか。

意見：今年の申請で規約を付けて提出いただいたところはどれ位ありますでしょうか。

回答：全部です。

意見：規約など趣旨が分かるものを付けていただいて確認すれば、趣旨を外し提出することは無い様な気がするのですが。

委員長：他にありますか。今のご発言は、申請に趣旨を付して出させていただくということですが、原案ございますか。

会場：異議なし

11) その他、全体を通して何か？

説明：11 番は全体を通してですので、他に何かあれば出していただきたい  
と思います。

意見：予算の申請が出てきて、ほぼ100%それに近い形で補助金がもら  
えた団体と、予算の金額が大きくてもそんなに補助金が受けられな  
かった団体、事業の内容によって違ってるところですけれども、非常  
に落差が大きいと感じがしました。ほぼ補助金の中で出来てしまう団  
体と、そうでない団体については、地元の持ち出しが大きい、そのよ  
うな差が非常に大きいと感じました。この1%の補助金の使い方につ  
いて、将来に向かって考えていかなければならない。

委員長：使い方について反省会があるとすれば、そのようなところを出して  
いただいて、反省する必要があります。

では、今後のスケジュールについてご提案願います。

(4) 今後のスケジュールについて

- 1) 平成 21 年度第 3 期審査会日程について
- 2) 平成 21 年度実績発表報告会の日程について
- 3) 平成 22 年度の第 1 期申請期間について
- 4) 平成 22 年度第 1 期申請期間について
- 5) 平成 22 年度申請期間は 2 期の期間でよいか？

説明：今後のスケジュールを資料 4 . 5 . 6 で説明。

( 日程等については次回の委員会で再協議します。混乱を招く恐れが  
ありますので、今回の説明は省略してあります。)

委員長：ただいまの説明で、質問ございますか。私見でございますが、こ  
ういう日程は、事務局で示していただきたい。

意見：1 月 17 日だけは除いたほうがいい。

委員長：行政の方で日程を組みお示し願いたい。

回答：では、次回の会議を 7 月 22 日水曜日、午後 2 時からと言う事でお願  
いします。

委員長：これで予定の審議終わりました。その他ご提案無ければこれで閉会  
します。

終了 16 時 27 分